

# 大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業）のしおり

## －内容－

- 1 届出関係
- 2 作業の種類
- 3 作業基準
- 4 立入検査
- 5 石綿漏洩時の措置

令和6年1月

浜松市環境保全課

## 1 特定建築材料の種類

特定建築材料の区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第2種、③石綿含有耐火被覆塗材
石綿を含有する仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材
石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品

(注)特定建築材料とは、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料のこと。

## 2 届出関係

大気汚染防止法(大防法)・・・吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業は届出が必要です。

届出内容	届出	法令名	条文	届出様式	届出期限
特定粉じん排出等作業を伴う工事を施工しようとするとき	特定粉じん排出等作業実施届出書	大防法	第18条の15第1項	様式第3の4	14日前
上記作業を完了したとき	特定粉じん排出等作業完了報告書	浜松市特定粉じん排出等作業の完了報告にかかる要綱		要綱に定める様式	30日以内

(備考)・届出用紙は、大気汚染防止法施行規則、要綱に基づく様式を使用して下さい。

・届出書は2部作成し、提出してください。(特定粉じん排出等作業完了報告書は1部)

・届出者の押印は不要です。

## 3 作業の種類

ここに掲げるのは、大気汚染防止法施行令に定める作業です。詳しくは、関係法令集等にて確認してください。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 -施行令 第3条の4(法第2条関係)-

項	作業内容
1	特定建築材料が使用されている建築物・工作物を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物・工作物を改造し、又は補修する作業

## 4 作業基準

ここに掲げる規制基準等は、大気汚染防止法施行規則の一部を抜粋してあります。詳しくは、関係法令集等にて確認してください。

### 大気汚染防止法に基づく、建築物等の解体等作業に関する基準等

※ここで、「特定工事」とは「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事」のことを指す。

#### 1 調査及び説明等の義務

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の受注者(他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。)は、解体等工事の開始の日まで(※1)に以下①～⑤の対応をとらなければならない(自主施工者については、①、②、④及び⑤の対応をとらなければならない)。

- ①当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査(※2)を行うこと。
- ②石綿の有無に関わらず事前調査結果を市等へ報告(※3)すること。
- ③当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、書面を交付して説明(※4)しなければならない。
- ④調査の記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、当該調査の結果等を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示(※5)しなければならない。
- ⑤事前調査に関する記録を作成し(※6)、調査を行った者の資格を証明する書類の写しとともに解体等工事が終了してから3年間保存しなければならない。

※1 当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに①、②及び③の対応をとらなければならない。

#### ※2 事前調査の方法

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。書面及び目視による調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして措置を講ずる場合は、この限りではない。

なお、工事箇所がイ～ホに該当することが設計図書その他書面により明らかである場合は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しない。また、へ～リの作業は、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。

イ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等(ロ～ホまでに掲げるものを除く。)

ロ 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した非鉄金属製造業のように供する施設の設備(配管を含む。以下この号において同じ。)であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットを設置したもの

ハ 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの

ニ 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの

ホ 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットを設置したもの

へ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

ト 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

チ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

リ 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたaからkまでの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたl及びmの工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたf及びnの工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたoの船舶の解体・改修等の作業。

a 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設

- b 河川法(昭和 39 年法律第 67 号)第3条第2項に規定する河川管理施設
- c 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第1条に規定する砂防設備
- d 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び同法第4条第1項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
- e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- f 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第2条第1項に規定する海岸保全施設
- g 鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第6号)第9条に規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く)
- h 軌道法施行規則(大正 12 年内務省令運輸省令)第9条に規定する土工(遮音壁を除く)、土留壁(遮音壁を除く)、土留擁壁(遮音壁を除く)、橋梁(遮音壁を除く)、隧道、軌道(転てつ器を除く)及び踏切(保安設備を除く)
- i 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁(塗装部分を除く。)、トンネル(内装化粧板を除く。)、交通安全施設及び駐車場(工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。)
- j 航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第2条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第 11 号)第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第3条に規定する漁港施設のうち基本施設(外郭施設、係留施設及び水域施設)
- o 自衛隊の使用する船舶(防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く)

#### 事前調査の資格者

建築物(建設設備を含む)の解体・改修工事を行う際は、以下の資格者等による事前調査を行うこと。

- a 特定建設物石綿含有建材調査者
- b 一般建設物石綿含有建材調査者
- c 一戸建て等石綿含有建材調査者
- d 令和 5 年 9 月 30 日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

#### ※3 事前調査結果の報告対象

床面積の合計が 80m<sup>2</sup> 以上の解体等工事または  
請負額の合計が 100 万円以上(税込み額)の建築物の改修・補修、工作物の解体等工事  
(工作物の場合は、特定の工作物のみ報告対象となります。)

#### ※4 発注者に交付する書面に記載し、説明する事項

- a 調査の結果
- b 調査を終了した年月日
- c 調査の方法
- d 有資格者の氏名

当該工事が特定工事に該当する場合、上記 a～d に加え e～j も書面に記載し、説明すること。

- e 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- f 特定粉じん排出等作業の種類
- g 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- h 特定粉じん排出等作業の方法
- i 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- j 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

当該工事が届出対象特定工事に該当する場合、上記 a～j に加え k～m も書面に記載し、説明すること。

- k 作業の方法が法に定める方法により行うものではないときは、その理由
- l 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

- m 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※5 掲示に記載する事項(長さ 42cm、幅 29.7cm 又は長さ 29.7cm、幅 42cm 以上)

- a 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 調査を終了した年月日
- c 調査の方法
- d 調査の結果

当該工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、上記 a～d に加え e～j も掲示すること。

- e 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
- f 法第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- g 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- h 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- i 特定粉じん排出等作業の方法
- j 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

※6 解体等工事に係る調査に関する記録

- a 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 解体等工事の場所
- c 解体等工事の名称及び概要
- d 事前調査を終了した年月日及び方法
- e 解体等工事に係る建築物等の設置に着手した年月日(※1 ロ～ホに該当する場合にあっては、これらの建築材料を設置した年月日)
- f 解体等工事に係る建築物等の概要
- g 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
- h 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- i 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠
- j 有資格者の氏名

## 2 作業基準

(1) 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

ト 次に掲げる事項

(イ) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

(ロ) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

(ハ) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(ニ) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

(3) 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

(4) 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に(除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

(5) 上記に定めるもののほか、表1の区分ごとに表2の基準を遵守すること。

表1

作業の種類	建物の種類	処理方法	詳細
建築物等の解体	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等	除去	表2 A
	石綿含有断熱材等	掻き落とし・切断・破砕以外の方法による除去	表2 B
建築物等の改造・補修	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等	掻き落とし・切断・破砕による除去	表2 A
		掻き落とし・切断・破砕以外の方法による除去	表2 B
		封じ込め・囲い込み	表2 C
解体、改造・補修	石綿含有仕上塗材	除去	表2 D
	石綿含有成形板等	除去	表2 E
規制対象となる建築物等の解体のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業		散水等	表2 F

※石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライトは、吹付け石綿として措置すること。

表2

	作業基準の詳細
A	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122にHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
B	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
C	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料の除去若しくはを囲い込み等を行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は、Aのイからトまでに掲げる事項を遵守す

	<p>ることとし、これら以外の方法で除去する場合はBのイからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、Aのイからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>
D	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
E	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は改造・補修作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種)にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は改造・補修作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
F	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

### 3 作業完了報告等

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。また、作成した記録は、特定工事が終了した日から3年間、完了の確認を行った者が必要な知識を有することが証明する書類の写しとともに保存する。

#### (1) 発注者に報告する事項

- イ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ロ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ハ 完了の確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

#### (2) 記録する事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ロ 特定工事の場所
  - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
  - ニ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ホ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ヘ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
  - ト 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含む。)
- (イ) 完了の確認をした年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。)及び確認を行った者の氏名
- (ロ) 表2 A ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認を行った者の氏名

## 5 立入検査

- (1) 市では、事前調査結果、作業基準の遵守状況、石綿測定結果等について、報告を求めたり、事業所や作業現場への立入検査をします。
- (2) 立入検査は通告せずにも実施することもありますので、関係書類等(事前調査結果、作業記録等)の保管場所を決め、すみやかに提示できるようにしてください。

## 6 石綿漏洩時の措置

石綿の漏洩又はその疑いがある場合には、応急措置を講じるとともに、直ちにその状況を市長あてに通報してください。市は通報を受け、必要に応じ現地調査又は元請業者若しくは下請業者への指導を行いません。

連絡先：浜松市環境保全課 TEL 053-453-6170

-問い合わせ先-

**浜松市 環境部 環境保全課**

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

TEL 053-453-6170

FAX 050-3606-4363

E-mail [kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

【令和6年1月作成】